

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成28年11月11日 18時30分ごろ
発生場所	北海道標津町標津漁港南東方沖 標津港北防波堤灯台から真方位102°800m付近 (概位 北緯43°39.8′ 東経145°09.0′)
事故の概要	遊漁船悠月丸は、航行中、定置網に進入し、定置網が損傷した。
事故調査の経過	平成28年12月16日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 悠月丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	243-23871北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 胴網部に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、北海道網走市網走港に向けて約2ノットの対地速力で手動操舵により航行中、複数の定置網及び浮き球を視認し、標津漁港南東方沖に定置網が設置されていることを知ったが、これらの定置網から距離を離れているので進入することはないものと思ひ、航行を続けたところ、別の定置網に進入し、航行不能となった。</p> <p>船長は、本事故時、初めて標津漁港沖を航行したが、事前に水路調査を行っていなかったため、標津漁港南東方沖の定置網の設置状況を知らなかった。</p>
分析	本船は、船長が標津漁港南東方沖の定置網の設置状況を知らずに航行したことから、定置網に進入し、定置網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が標津漁港南東方沖の定置網の設置状況を知らずに航行したため、本船が定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発航前に予定航行海域の水路調査を行い、定置網の設置状況を把握しておくこと。